

表29. フィンランドの保育サービスの種類と内容

| 保育の種類          | 児童年齢 | 保育時間       | クラス規模   | 保育スタッフ数     |
|----------------|------|------------|---|-------------|
| <b>就学前児童保育</b> |      |            |   |             |
| a) 公立保育所       |      |            |   |             |
| フルタイム保育        | 0-2  | 7:00-18:00 | (状況に応じ適宜)   | スタッフ1名当り4人  |
|                | 3-6  | 7:00-18:00 | (状況に応じ適宜)   | スタッフ1名当り7人  |
| パートタイム保育       | 0-2  | (適宜)       | (状況に応じ適宜)   | スタッフ1名当り4人  |
|                | 3-6  | (適宜)       | (状況に応じ適宜)   | スタッフ1名当り13人 |
| b) 私立保育所       | 3-6  | (公立に準ずる)   | (状況に応じ適宜)   | スタッフ6名当り32人 |
| c) 開放型保育所      | 3-6  | 週に2・3回数時間  | (状況に応じ適宜)   |             |
| d) 遊戯集団活動      | 4-6  | 週に2・3回数時間  | (状況に応じ適宜)   |             |
| 就学前教育          | 6    | 年間700時間    | (状況に応じ適宜)   | 公立保育所に準ずる   |
| <b>学童保育</b>    |      |            |   |             |
| a) 学童保育所       | 6-10 | (適宜)       | (状況に応じ適宜)   |             |
| b) 放課後活動       | 6-9  | (適宜)       | (状況に応じ適宜)   |             |
| 家庭保育所(保育ママ)    | 0-6  | (適宜)       | 保育ママ1名に自子含むフルタイム保育児4人またはパートタイム保育児5人まで                 |             |
| 集団家庭保育所        | 0-6  | (適宜)       | 保育ママ2名でフルタイム保育8人とパートタイム保育2人まで、もしくは保育ママ3名でフルタイム保育12人まで |             |

資料: OECD (2001) Early Childhood Education and Care Policy in Finland. OECD Country Note; European Parliament (1996) Social Policy in Finland: An Overview.

## 第4章 南欧圏諸国

分担研究者 西岡 八郎

1. 南欧圏諸国の低出生力と家族政策に関する研究：

平成13（2001）年度実績報告要旨 （西岡 八郎）

2. 主たる個別研究成果の要約 （西岡 八郎）

- (1) Family Policies in Italy: how friendly are they? (Gustavo De Santis and Maria Rita Testa)
- (2) Family Policy and Fertility Trends in Spain (Gerardo Meil Landwerlin)
- (3) Fertility and Family Policy in Spain (Fernando R. Gonzáles Quiñones)
- (4) Demographic Report of Greece (Haris Symeonidou)

3. ポルトガルの人口動向と家庭・労働政策（石田信義）

## 南欧圏諸国の低出生力と家族政策に関する研究

：平成 13 (2001) 年度実績報告要旨

分担研究者：西岡八郎

南欧諸国の少子化の動向、少子化対策に関する基礎的な情報は、日本国内では決定的に不足している。したがって、最終年度についても少子化に関する基礎的統計データの整備、出産・育児支援施策、家族手当・児童手当等経済的な子育て支援施策に関する資料の整備に力点をおきデータベースの構築を進めた。各言語圏・地域のなかではもっとも収集困難が予測された南欧圏のデータベースを親委員会データと比較可能な水準に近づけるための基本データの収集・整備を行うことにつとめた。構築されたデータベースをもとに、少子の動向と少子化対策に関する総合的な分析、検討を行った。具体的な内容は以下の通りである。

### (1) 少子化の動向に関する基本的な指標のデータベース化

#### 1) 少子化分析に関する基礎的な統計データの整備

人口関係指標－合計出生率、コーホート出生率、合計初婚率、平均初婚年齢、第1子出産年齢、出産年齢、婚外子割合、離婚率など

#### 2) 少子化分析に関する基礎的な社会経済統計データの整備

社会経済的指標－女子労働力率、女子進学率、男女賃金格差など

### (2) 少子化対策に関する基本的な情報のデータベース化

#### 1) 家族政策、労働政策等の広義の子育て支援施策に関する情報のデータの収集・整備

出産・育児休業(期間)・給付(期間)、児童手当額など

#### 2) 低出生率に対する南欧諸国の政策的対応や国民の受け止め方・考え方に関する資料の収集

### (3) 南欧諸国の出生動向と少子化対策に関する各国別のデータ分析

最終年度は、各国別には以下の専門家 8 氏の協力を得て資料の収集と分析を行った。

Gustavo De Santis (イタリア)、Fernando R. González Quiñones, Gerardo Meil Landwerlin (スペイン)、Haris Symeonidou (ギリシャ)、Anália Torres, 石田信義 (ポルトガル)、Nada Stropnik (スロベニア)、Vlado Puljiz (クロアチア) の各氏で

ある。

テーマについては以下の通りである。

1. Family policies in Italy: how friendly are they?, Gustavo De Santis, Maria Rita Testa
2. Family Policy and Fertility Trends in Spain, Gerardo Meil Landwerlin
3. Fertility and Family Policy in Spain, Fernando R. González Quiñones
4. Demographic Report of Greece, Haris Symeonidou
5. Fertility Trends and Family Trends in Portugal, Anália Torres
6. Demographic Trends and Family Policy in Slovenia, Nada Stropnik
7. Demographic Trends and Family Policy of the Republic of Croatia, Vlado Puljiz, Sinisa Zrinscak
8. ポルトガルの人口動向と家族・労働政策、石田信義

1～8全ての報告を本書で扱うことは紙幅の関係上できない。この報告書では、1～7のうち要約が比較的可能であった4本の報告と8. ポルトガルの人口動向と家族・労働政策：石田信義、について掲示する。ここで取り上げないものについては、これ以外の本報告書で掲示できなかった報告と併せて「南欧圏諸国の報告書」に別途掲載する。

(4) プロジェクト本体以外にも、政策科学推進研究推進事業として以下の研究委託を実施した。

本プロジェクト研究では主として統計データを用いてマクロレベルでの検討を進めたが、こうした量的データを補完する意味で、イタリアとスペインの出産・子育てと家族に関するインタビュー調査によるオリジナルのデータの収集をイタリアの調査機関(Doxa)に委託した。具体的には、イタリアとスペインにおいて、12タイプの家族各2ケース(子どもの人数0～3人、妻の就労形態：無職、パート、フルタイム)合計24家族を対象にインタビュー調査を行なった。その結果、イタリアでは、国からの支援は不十分であると感じていることや、子どものいる女性は採用の際にと不利になっていることがわかった。子育てコストは、子どもを持つかどうかの決定に影響していること、子育ての経済的コストの認識が強い傾向もみられた。スペインでは、子どものいる女性の半数および子どもを持たない女性は、子どもを経済的なコストとみなす傾向が見られた。しかし、ほとんどの女性は、それを受け入れていたとの結果であった。このほかにも家事分担、子どもに関する規範、保育サービスの利用などに関してさまざまな知見が得られた。今後マクロレベルの統計データと今回収集した質的データを活用し、南ヨーロッパ諸国の低出生率の問題と家族・労働政策との関連につ

いて総合的な分析を進める必要がある。

・今年度は南欧圏諸国の出生変動、家族政策について、本プロジェクトで整備を進めた人口データ（出生関連データ）、社会経済的データ、少子化対策関連データを利用し総合的に分析を進めた。結果の一部を紹介しておく。

#### [研究の要約]

世界で出生率が最も低い国々のなかには、イタリア、スペイン、ギリシャ、ポルトガルなどの南欧諸国が含まれている。これらの地中海沿岸諸国では合計特殊出生率が1.10台まで低下し超低出生力状態にある。南ヨーロッパの国々が、他の欧米先進諸国に比較して出生率の低下が遅れて始まっていること、女性の社会進出が比較的新しいこと、伝統的な家族観をもっていることなど日本との共通点も多い。今後、日本が南ヨーロッパ並に合計特殊出生率が1.0に迫る今より一段と低い超低出生率に向かうのかどうか、日本の将来の出生率を見通すうえでも、超低出生率をもたらす文化的、制度的、あるいは政策的要因を探ることことが本研究班の中心的課題である。

#### 1. 低出生率の動向と出生率の近接要因

(1) 南欧諸国の出生力転換は北欧・西欧に比べ10～15年ほど遅れて始まり、一応1940年代に終わりを告げた。その後、他のヨーロッパ諸国同様ベビーブームが続いたが、1970年代後半以降に出生率が一斉に再び低下を始め、80年代前半には人口置換水準を下回った(この第2の出生率低下は北・西欧諸国より10年程遅い)。出生率はその後も低下を続け、最近時では1.18(スペイン)～1.46(ポルトガル)と先進国中最低まで落ち込んだ。

(2) 70年代後半以降の出生率低下は、他の先進諸国同様、結婚・出産年齢の上昇(晩婚化・晩産化)によって起こっており、イタリア、スペインについては1980年頃からの20年間で平均初婚年齢および出産年齢が3～4歳上昇している。また、その前提として20歳代の未婚率の上昇が著しい。南欧諸国は、同棲・婚外子の拡がりが少ないため、未婚率の上昇、晩婚化・晩産化は直接的に出生率を低下させることになった。そのうえ、少なくともスペインでは、高パリティの出生(3子以上)がこの時期激減し1～2子に集中したことも出生率低下に寄与した。また、第2次人口転換の特徴でもある30歳代の出生率の回復が遅いことも要因である。

南欧諸国では、期間出生率の低下がたんに出産タイミングの変化(晩産化)だけでなく、コーホート完結出生率そのものも低下しているためとみられている。なお、南欧諸国では、近代的避妊方法の普及率は他に比べて低く比較的伝統的方法がなお中心的であり、比較的

近代的避妊革命の影響を受けずして低出生率に至っている。

## 2. 社会経済変化と出生率

(3) 南欧諸国の急激な未婚化・晩婚化・晩産化・少子化の背景には、急激な女性の社会進出がある。1980年頃から、女性の高学歴化が進み男女逆転現象が起きており、女性の労働力率の上昇が続いた(例えばスペインでは25～29歳の女性の労働力率は1965～99年で、4人に1人から4人に3人程度にまで上昇した)。このように急激な女性の社会進出が続いた反面、労働環境、保育サービス、通勤や住宅問題など制度上の問題への対応が遅れたことが少子化のひとつの理由と考えられる。

別の要因としては、南欧諸国では、教育期間が伸びたこと、そのため就職年齢が遅くなってきたこと、若者世代の失業率がかなり高かったこと、大都市では住宅事情が厳しいことなどで親元からの離家が遅れ、生活面で親にますます依存することにつながり、そのことが未婚化を促進しているとみられる。

(4) 南欧諸国の場合、性別役割分業など伝統的な家族観が根強く、女性の就労増大にもかかわらず、家庭内の男女間における家事・育児分担が再調整されなかったことも女性の仕事と家庭の両立を難しくした。

(5) 非婚同棲は少なく(あったとしても婚姻移行の確率が高い)、婚姻外出生は相対的に低い、強い家族主義、制度に価値をおく規範が維持されており、結婚や出産に関する旧来の社会規範が強いことが、同棲・婚外子の拡がりを抑え、出生率の低下にも影響を与えている。

## 3. 南欧圏諸国の家族政策

(6) スペインもイタリアも、出生率は先進国中最低にあるものの、これに対する明確な政策はない。出生に対する政策は、スペインではフランコ政権の立場と同一視され、イタリアではムッソリーニ政権と同一視され、またポルトガルでも1970年代前半までの独裁政権下での経緯などがあり、そのような政策が忌避される背景にある。また、国家として低出生率への認識が欠如していた。少子化の問題は、移民の流入などの社会増加があつてそれほど大きな問題となつてこなかった。経済の危機的状況にあつて経済政策が優先、重視されたことも影響している。しかし近年、両国とも家族政策の必要性が認識され始めている。

(7) 出産休暇と育児休業はスペインの場合、前者が16週間あるのみであるが、これについては100%の所得補償がある。イタリアでは5ヶ月の強制出産休暇があり、80%の所得が補償される。その他、母親には6ヶ月の休暇の権利があり、30%の所得が支払われる。子育ての経済的支援については、スペインでは児童手当が貧困家庭にのみ支給され、イタリアの場合も同様である。イタリアもスペインも3才未満児の公的保育サービスはほとんどなく、3才未満児の保育所在籍率は5～6%にとどまる。

(8) 南欧諸国の結婚・出産の障害のひとつは住宅政策の不備である。イタリア、スペインともに持ち家が中心で、賃貸住宅市場が極端に未発達であり、若者が独立して世帯を構えることを妨げている。

(9)最後に、(1)から(8)を総括すると、南欧諸国の場合も伝統的な家族観(男女役割分業型)が根強く、女性の社会進出のトレンドと相容れないため、それが出生率に不利に働いている。また「仕事と家庭の両立問題」に対して家族政策による対応が遅れていることの他に、若者の失業・賃貸住宅の不足による若者の自立困難も出生率に不利に働いている。

個別研究成果については以下の通りである。1～4については要約を、5については全文を掲示する。

1. **Family policies in Italy: how friendly are they?**, Gustavo De Santis, Maria Rita Testa

2. **Family Policy and Fertility Trends in Spain**, Gerardo Meil Landwerlin

3. **Fertility and Family Policy in Spain**, Fernando R. González Quiñones

4. **Demographic Report of Greece**, Haris Symeonidou

5. ポルトガルの人口動向と家族・労働政策、石田信義



## 1. Family policies in Italy: how friendly are they?,

Gustavo De Santis, Maria Rita Testa

### [報告要旨]

#### 1. 人口政策について

ファシスト体制（1922~1943年）の崩壊以来、イタリアにおいては公式な人口政策は何もなく、またそれに対して責任を負う省も公的機関もなかったが、the Ministry of Social Affairs が人口学的領域に直接的あるいは間接的に影響をもつ問題の大部分に責任をもっている。

まず最初に関心と呼ぶ問題は、過去約 10 年にわたり再生産率が世界で最も低い国において、なぜ人口政策が不在であるか、である。このことはイタリア以外の人口統計学者にとっては驚くべきことであるかもしれないが、イタリアの立場からすればそのようにはみえないのである。実際、現在の統計が示すように、イタリアは純入国移民によって埋め合わされるより、ややネガティブな自然均衡によって、まだゆっくりと増加しているのである。

少し以前までは、もしイタリアに何か人口の問題があるとすれば、それは人口過密であるという一般的概念が存在した。実際、イタリアは常に比較的人口密度の高い国であった（現在 1 平方キロメートル当り居住人口は 200 人近くであるが、国土の約 80%は山岳地帯である）。1861 年における統一以来、1870~1970 年において推計 900 万人の純減少を招いた非常に大きな出国移民があったにもかかわらず、イタリアの人口は 2 倍以上に（2,500 万人から 5,800 万人へ）増加した。その後、出生レベルの最低記録にもかかわらず、人口の勢いとともに入国移民の流れによってゆっくりではあるが持続した国の人口成長が可能になった。したがって、人口の高齢化及び減少の危険は一般大衆によってすでに認識され始めてはいるが、少し以前からの意識の変化は依然としてゆっくりしたものである。

人口問題に関する非常に慎重な態度はファシスト時代の経験に対する反応であったと解釈できる。ムッソリーニは 1929 年に始まって、非婚者に対する税及び多産の女性に対する報奨などの、一連の出生促進策を導入した。それらは他の人口イニシアチブ（反都市化、アフリカの植民地化以外の一般的出国移民に対する反対、妊娠中の母親及び新生児の保健等）に複雑に連結し、また一般的には体制のイデオロギー — イタリア民族の優位性を理論化し、また第三世界さらには他のヨーロッパ諸国を侵略することによりイタリアの威力を世界に拡張することの必要性を理論化する、等 — に連結していた。このような計画に対する自然な反応として、出産促進策はそれ以来公

的論説から姿を消し、家族政策に関連をもつものは常に極度の注意を払って導入されてきたのである。

イタリアにおいて明確な人口政策が欠如していることのもう一つの理由は、以下の様に説明できる。

イタリアのような国では、福祉サービスは家族、特に家族内の女性によって充足されるものと想定されてきた。これは国家供給福祉サービスが欠如していることを意味するのではなく、それらは一般的に、存在すると考えられている伝統的家族一男性の稼ぎ手がフルタイムで労働市場に従事し、妻と子どもは彼に依存して家庭で暮らし、彼らの権利の大半、例えば生存年金、保健支援などは彼によって生ずる一を通して供給されているのである。家族の価値は高く評価されているが、伝統的家族の通常の役割を逸脱する可能性があると考えられること（例えば、労働市場への女性の参加、それに関連して必要な子ども及び高齢者ケア・サービスが含まれよう）は何であれ、より総合的、調和的に再定義された福祉の枠組み全体においてではなく、特別な基準に基づきゆっくりとしたスピードでしか受け入れられない。

このような解釈が受容されるならば、イタリアにおいて、以下で論じるような法及び規定が存在するにもかかわらず、なぜ家族政策が基本的に欠如しているのかを説明することができよう。

最後に、イタリアには強力な国家的共通感情が欠如し、様々な国内の差異が、地方レベルにおいて、またイデオロギー的、政治的、宗教的レベルにおいて広まっているように思われる。イタリアが比較的最近になってから統一されたことは既に述べた。そのため、殆どすべてに関して相対的に地方的差異が強く、中央政府に反対し、極度に地方自治に味方する政治的動きがしばしば起こるのである。このようなコンテキストにおいて国家レベルでの人口政策を開始することは、特に厳しい公共予算の時代にあっては、困難であることが判明している。

イタリアには最近まで非常に強力な共産党が存在し、それはカトリック運動によって反対を受け、ヴァチカンによって支持された。さらに、政党、労働運動及び様々な運動団体は、何を如何に成すべきかに関して、常に著しく異なった見解を有している。国は「家族形成」のような私的問題にどれほどの責任をもつべきか、現存の家族に対して伝統的家族の範囲は何か、女性は社会においてどのような役割を担うべきか、などである。また、第二次世界大戦直後において（君主制から共和制への移行を伴う）、政治及び経済的再建が優先され、このような困難な問題は可能な限り避けられたのであった。

われわれは現在、実際に社会、政治、経済及び制度などのあらゆる分野において急速な変化の局面にある。イタリアは有効なEU共同体の構造に徐々に組み込まれ、伝統

的政党が非常に短期間に消え去り、新しい政治形体にとって替わられた。そして年金問題が切迫し（EU によって課せられた、非常に厳しい全般的財政赤字制限のコンテキストにおいて）、入国移民、若年者の失業、労働市場における女性の増加（まだ充分ではないが）などの問題も同様である。

## 2. 家族政策・労働政策等について

著しい低出生率の問題はやっと認識され始めたところであるが、前述のように、その研究を行う、あるいは勧告を与えるよう指定された公式コミッションはなく、この傾向を対比するための公式見解は何も表明されていない。したがってわれわれは、出生に対して間接的に影響をもつ施策について述べることしかできない。ここでは以下について述べる。

### (1) 家族法

両配偶者を平等な立場に置くという主要目的をもった新家族法が導入され、1975年に実施された。それにより「家長」という用語及び概念が消失した。現在は夫及び妻は家族内において平等の権限をもち、金銭の管理、居住場所、育児などの決定に関して平等に責任を負う。

また、嫡出子と非嫡出子間の差異が全て解消され、非嫡出という用語自体も、暗に不名誉な意味を含むという理由で消失した。「自然(natural)」児（現在は婚外子はこう呼ばれる）は、現在は嫡出子と同等の権利（例えば、相続において）及び義務（例えば、彼らの親に対する支援において）を有する。

家族法の一部ではないが関連するものとして、イタリアにおいては離婚の進展がある。1970年の終わりまでは離婚は禁止されており（法律第 898/1970 号）、1974年によく知られた国民投票による審査を通過し、1978年に（法律第 436/1978 号）、そして再び 1987年に（法律第 74/1987 号）修正され簡易化された<sup>(9)</sup>。

### (2) 出産、親及び家族休暇

イタリアにおいて出産休暇は働く母親に対する義務であり、5ヶ月間継続する。標準的手順は出産の前に2ヶ月と後に3ヶ月この休暇を取るが、最近の改正（法律第 53/2000 号及び Dlgs 26 March 2001, No. 151）では、医者が子どもの健康に危険が及ばないことを保証すれば、替わりに出産前に1ヶ月と後に4ヶ月取ることを選択できるようになった。この5ヶ月間の休暇は、子どもが予定より早く生まれた場合をも含めて、常に保証されている。もし母親が死亡するか、あるいは病気になる、または子どもを遺棄する場合は、この5ヶ月間の残りを父親が使用できる。この母親 - 父親休暇を利用する者はすべての場合において、彼または彼女の仕事を保有する権利を有し、彼または彼女の正規の80%に達する給料を受けとる。

その後、子どもが8歳に達するまで、両親は追加の親休暇の資格をもつ。この休暇の通常の期間は6ヶ月であり、子どもが3歳未満であれば給料の30%が支払われ、これより後は相対的に貧困の家族にのみ支払われる。

この外に、子どもが病気になった場合は、親のどちらかが（二人同時にではなく）疾病休暇を取ることができる。この休暇は無給である。これは2歳までの子どもに対しては制限がないが、3-8歳の子どもに対しては1年に付き5日を超えられない。

### （3）保育サービス

イタリアにおけるチャイルドケア・サービスの利用可能性は、子どもの年齢層によって大きく異なる。0-2歳の子どもに対しては保育施設が少なく（その年齢の子どもの約5～6%のみ）、地域に不均一に分布しており家族によって不均衡に利用されている（例えば国の北・中部あるいは大都市にはそのようなサービスが相対的に多い）。

地方自治体はこれらのサービスの責任を負うが、資格のある子どもを選択するために一般に複雑な基準を設けており、それは様々な変数—両親の労働時間、仕事をもたない祖父母の有無、その他の子ども（特に障害者）の存在、家族の所得など—を含む。両親はこのようなサービスに対して所得に応じた料金を支払い、それは経費の大半を占めるが全額ではない。

子どもがやや成長すると状況は好転する。3-5歳の子どもの90%が就学前教育に参加している。義務ではないにもかかわらず、このサービスは公的に厚く助成されており、費用は安く、通常は午前8時30分から午後4時30分頃まで開いているが、開館並びに閉館時間には多少の変動がある。

### （4）所得移転プログラム

育児中の家族に対する所得移転に関しては、その全体像は複雑である。

主な施策は次の通りである。有給出産休暇（上述）以外に、（極めて厳しい）資産調査及び家族規模に基づいて、賃金労働者、公務員あるいは年金受給者に対し、家族手当が支給される。さらに1999年の金融条令(financial act)によって、経済的困難にあり、3人以上の子どもをもつ家族に対する特別支援が導入された。しかしながら、これらの施策はすべて貧困と闘うことを意図しており、出生を促進するためのものではなかったことに留意しなければならない。

減税は状況が変化している。2001年に至るまで、同居の経済的扶養家族をもつ納税者は、税金割戻しを受けることができた。子ども1人当たり266ユーロで、配偶者に対して516ユーロであった。さらに納税者がこのような扶養家族のために負うある経費に対して、税控除が可能であった（基本的に教育及び保健）。

2002年より、税金割戻しは子ども1人に対しても516ユーロに達するが（配偶者と同額）、これは家族所得に対する審査に基づくことになる。減税は、年当たり36,000

ユーロまでの家族所得に対して全額となる。

イタリアにおいてはヨーロッパの大半におけると同様に、各所得者は単独に課税され、1人を超える働き手のいる世帯が不利にならないように、世帯の一括課税は禁止されている。他方、どの所与の合計所得に対しても、この方法は複数の所得者をもつ世帯に対して1人の所得者世帯を不利にする。なぜならこの場合、家族の限界税がより高くなり、被扶養配偶者に対する減税は一般的にこれを補償するのに不十分であるからである。

#### (5) 住宅及び労働政策

イタリアには、住宅所有の長い伝統があり、この慣行は特別政策によっても優遇されている（直接的には、財政利益においてであり、また間接的には、賃貸料を管理下におくための一連のイニシアチブが、二次的影響として住宅に対する市場メカニズムを妨害し、賃貸よりも所有を奨励したためである）。現在、70%以上の家族は彼らが住んでいる住宅を所有している。これは特に小中心地において、また相対的に高齢者に当てはまる。

数年前まで、「困窮」家族に有利な条件で貸される、公的所有住宅の国家政策が存在した。この政策は現在、国ベースでは停止されているが地域レベルではまだみられる。

現在では、イタリアにはもはや住宅政策は存在せず、しかしそれが存在した時でも出生促進支持の方向では作用しなかったのである。

労働政策における出生促進施策に関しては殆ど未成熟である。かつて労働市場が主として男性に限定されていた時、優先権は他の労働者よりも父親及び夫に与えられた。例えば新しく労働者を雇う時、または現在いる労働者の中から選別して解雇する時である。同様の思想から、家族に対する公的支援は主として父親の賃金を通してもたらされた。多くの職場においてリストラが行われる場合に、父親は職を失う危険からまだ幾分多く保護されているのは事実であるが、今ではこのような施策はその重要性の大半を失っている。しかし1995年の年金法により、女性は子ども1人当たり4ヶ月から最高1年まで（子ども3人）の実質的年金保険料の利益を得ることができる、という状況に言及しておく必要がある。この施策によって、女性はそのような状況になかった場合より、最高で1年早く退職することが許されるのである。

## 2. Family Policy and Fertility Trends in Spain, Gerardo Meil Landwerlin

### [報告要旨]

#### 1. スペインの出生動向について

スペインは人口千人当たり 9.2 の出生、女性 1 人当たり子ども数 1.2 で、その出生率は全世界において最も低い国の一つである。このように低出生率は他の南ヨーロッパ諸国にもみられるのであるが、特にヨーロッパにおいては非常に驚くべきことである。これらの社会の特徴の一つは、近隣の EU 諸国とは対照的に家族の絶大な重要性であり、より高い出生率へ移行していくと予測されていた。実際、70 年代初期に中央及び北ヨーロッパにおいて出生率が急激に減少し始めた時、スペインは他の南ヨーロッパ諸国とともに（相対的に）高い出生率—置換レベルより遥かに高い—を維持した。しかしながら中央及び北ヨーロッパ諸国とは逆に、スペインにおける人口転換は遅かったが、最終的な結果は同じであった。

しかし過去 10 年間及び現在に至るスペインの非常に低い出生は、家族形成に対する拒絶や放棄が広まっていることを意味するのではない。若い世代の個人的な抱負及び人生設計の領域においては、夫婦になることは時を超えて継続することを意味し、子どもをもつことはほとんど普遍的な望みである。これは人生設計の観念的レベルにおいてだけでなく、それを実際に具体化するに当たってもその通りである。この意味においては、若い世代の独身率が増加しているのであるが、その過程及び出生減少は、結婚の延期とその結果としての出生の延期、そして最終家族規模の縮小を起源としている（スペインにおいては新しい世代によっても、結婚が依然として家族形成のための制度的枠組みであるとみなされているからである。）このように、持続的に低いレベルへの出生率低下は、選択可能な生活様式の普及—独身を続ける、子どもをもたない夫婦、または非婚非同居カップルなど—よりもむしろ大家族の消失を意味している。スペインにおいては、第 2 次人口転換の特徴である夫婦及び家族の人生設計の複雑化は増しているが、その範囲は中央及び北ヨーロッパ諸国よりも制限されている。しかし最も重要な人口学的家族現象は、新世代の間における 1 人または 2 人の子どもをもつ最小家族の一般化である。非婚同棲は、若い世代に特徴的なカップル関係のモデルであるが、通常は結婚前の試験的機能を果たしており、例えこれらの同棲が結婚に替わる選択であったとしても、そこに含まれる人々の多くが家族の形成を放棄することを示しているのではない。

#### 2. 家族・労働政策について

このように急激でかつ持続する出生率低下に対する対応については、家族形成を促進するための施策を用意することができず、最近まで非常に家族政策は抑制されてきた。このことが、なぜスペインが GNP の 20.4%を相対的に進んでいる社会保障制度に割り当てているにもかかわらず、家族に対する公的支援のためにはその財源の合計の 2.1%しか再配分しないのかという理由である。これに比較して EU は、全体として GNP の 27.7%を社会保障に当てているが、家族基準に従って 4 倍の比率（2000 年の総社会保障費の 8.3%）の再配分をしている。社会保障に関する統計は、現金あるいはサービスによる直接給付だけを含めているが、家族が所得税優遇措置を通じて受け取る間接給付を考慮に入れても、スペインにおける家族への社会保障はこの局面において EU で最も低い国の一つである。したがって、スペインにおける家族政策は、家族責任による私的支出が特徴となっている。しかし近年は、高齢者及び出生率低下に対し、いくつかの施策が採られ始めている。これらの施策は、家族の責任を引き受けることは社会にとって有益であるという事実を認識し、個人に対するこのような責任から生じたコストをよりいっそう補償しようと試みている。しかし金銭的なインセンティブはやや象徴的であり、家族の可処分所得に対して実際的な効果はほとんどもたないのである。

家庭生活と仕事の両立を調整することは、スペインにおける家族政策の軸となっているが、過去 20 年間の施策はあまり明確に制度化されておらず、1985 年のスペインの加盟以来、EU の社会政策から強い批判を受けてきた。

家庭生活と仕事の調整のために発達したモデルは、より長くより安全な（獲得した労働権を保証するという点において）親休暇—3 歳未満の子どもだけでなく、養子に対して、また 1 親等及び 2 親等の親族に対するケアのための休暇を含む—を供給することにより特徴づけられている。同時にこのモデルは、このような休暇を選択することによって生じる経済コストを個人負担してきた。

明確な家族政策が打ち出せなかったことに対する理由を以下の 2 点に求めなければならぬ。第 1 に、フランコ将軍の独裁体制下（1939~1975 年）において家族政策がもったイデオロギー的及び経済的重要性においてであり、第 2 に最近の何十年間かの社会経済的及び人口学的状況においてである。スペインにおける家族政策は、1936~1939 年における市民戦争後の右翼軍事独裁体制のイデオロギー的旗印として、また社会政策の核として生まれ、その公表された目的の一つは「キリスト教」家族を危機から救済することであった。独裁体制による経済及び社会政策はどちらも、その長い存在期間中に起こった経済的、社会的近代化の過程によって修正されたが、家族政策は、所得の再配分のためのメカニズム及び立法におけるとともに、プロパガンダにおいても常に特権的な位置を占めた。家族政策の、伝統的家族に対する社会的、経

済的及び法的保護に向けての排他的方向づけ、また新しい家族の現実に対する適応の欠如は、それに対し明白に保守的で反進歩主義的構成を与えた。結果は、独裁制から民主制への転換期において（1976年以降）、家族関係に関する法規定の根本的改正を要求する以外に、このような新しい家族の現実に対する家族政策の採用を確信をもって後押しする社会的、政治的動きは全くなかったのである。

独裁制から受け継がれた制限的な社会政策を再検討し、新しい民主制を社会的に合法化するべき時期に、このイデオロギー的局面とともに民主制への転換の政治的指導者に対する別の優先事項が存在した。70年代及び80年代の大半における重大な経済及び雇用危機のコンテキストの中で、家族保障に割当てることができた財源が、代わりに退職給付（様々な世代の経済的独立のため）及び失業給付（基本的に子どもがいる家族の父親に割当てられる）に向けられた。このような優先事項は今日に至るまで普及しており、特にこの種の補償の近代化を推進する重要な社会的あるいは政治的運動が何もなかったことを考慮すると、これは慣例的に予算制限の枠組みの中で家族義務に対する公的補償が消散したことを意味している。最後に、われわれは、人口学的方向づけ及びそれらの労働市場との関連についても指摘しなければならない。1973年以降、他の工業諸国と同様にスペインにおいて重大な労働危機が起こった。この危機は、長期にわたる失業や徐々に保障が削減される労働条件に耐えなければならなかった若者の非常に大きなコーホートが、労働市場に大量に参入したことに一致して起こった。一つの結果として、このような若者が夫婦としての生活を開始するために独立及び経済力を獲得することが遅れた。もう一つの結果は、スペインの出生率はスペイン労働市場の特徴に対してあまりにも高すぎるという考えが広まったことであった。したがってこの観点に立つと、また特に女性の労働市場への参入の増加を心に留めるなら、出生率の低下は労働市場に対する圧力の中期的な削減とみなされた。このような要因はすべて、所得の再配分のためのメカニズムを決定し再検討するに当り、家族に関する考慮を脇へ押しやる働きをしてきた。

しかし、現政権は、2001年に家族支援のための総合計画を発表した。この計画の明確な目的は、家族のクオリティー・オブ・ライフを増進すること、世代間の連帯を促進すること、社会的連帯を保証すべき役割にある家族を支援すること、及び危険な状態にある家族を援助することである。これらの目的を達成するために、家族に対する直接的経済給付及び税優遇措置を改善すること、家庭生活と仕事の両立のための新しい施策を促進すること、住宅政策において家族の状況にさらにウェイトをおくこと、等の特別施策である。しかしながら、より活発な家族政策をもつことの利点が論議され、施策が発表されながら、そのような論議から大きな変革が何も実現しなかったことは近年において初めてではない。この計画が家族のニーズにどの程度応えることが



できるかは、将来明らかになるであろう。ともあれ家族政策は明確にされ、政治の場に再導入されたのである。

### 3. Fertility and Family Policy in Spain, Fernando R. González Quiñones

#### [報告要旨]

#### 1. 出生動向について

スペインにおける出生レベルは世界において最も低位に属すると考えられる。20世紀の間、合計特殊出生率（TFR）は1920年の4.0から1985年の1.56へと低下し、1997年にはかろうじて1.15であった。

出生に関するこの100年間全体の傾向については、1977年から1997年までの20年間におけるTFRの劇的な低下が著しい特徴であり、この間にそれは56.9%低下し、女性1人当たり子ども数は1.15と、世代間置換レベルをかなり下回り、またEUの平均（1.45）よりも低かった。出生力低下に関する他の特徴は、すべての地方や県にそれが広くみられたことである。県レベルにおいて置換水準以下への明確な収斂過程が後半20年間の短期間に起こった。西ヨーロッパと比較した歴史的、社会・経済的相対的遅れの持続的縮小、また女性の個人的、家族的及び社会的状況の改善などの変化によって、今日では他のヨーロッパ諸国とさらに多くの人口学的な特徴を共有する。それらはおそらく、多くの人口学的パターンにおける収斂過程及び再生産行動のケースに寄与してきた。

結婚パターンと避妊は大部分のヨーロッパ社会、またスペインにおける出生コースにおいて主要な影響をもってきた2つの直接的決定要因である。これらの2つの直接的決定要因は、出生のレベルとタイミングにおける変化と緊密に関連してきた。スペインにおいて、出産のタイミングの変化は出生レベルの低下と同様劇的である。20年間に第1子出産年齢を平均で24歳から28歳に遅らせてきたことも重要である。すべての出産に関し、出産平均年齢は1980年以降17年間に2歳以上上昇し、TFRが最低位であった時にそれは平均30.4歳に達した。スペインの出生が辿ったパターンは、90年代において、出生レベルに関しては平均的な女性に対して子ども数がようやく1人以上で、子どもは平均して母親が30歳をわずかに越えた後に生まれると結論づけられる。ちょうど20年前とは全く対照的に、スペインは最も遅れた出生パターン及びEU内で女性1人当たりの最も少ない子ども数を表した。

フランコ独裁体制下（1939~1975年）で禁じられていた近代的避妊法の使用に関しては、1978年の民主憲法に基づく法律改正以来当初から大きなインパクトをもち続けた。避妊実行割合は、近代的避妊方法の使用比率の上昇に応じて高まった。出生コントロールの手段としての中絶は、1980年代に南ヨーロッパで法制度化されたが、避妊に比較して遥かに普及が少なかった。スペインの場合、イタリアとは全く対照的

に中絶は出生率低下の重要な直接的決定要因ではない。

## 2. 社会経済的变化

1950年代には、スペイン社会は発展途上経済と位置づけられていたが、1990年代にはEUの平均に比して依然低率であるとはいえ、1人当たりGDPは著しく増大した。こうした構造的変化は、労働力供給及び投資の重要な再配分をもたらし、またこれはスペイン人における生活スタイルと生活状態においても同様であった。過去何十年間において、スペイン経済は雇用、家族の経済状態に強いインパクトを与えてきた対照的なサイクルを経験している。政治的変革と民主制の構築が主要な社会変化過程を構成し、その権利平等へのインパクトは家族に関して大きく影響した。女性の新しい社会的状態は、家族が経験した変化に対する主要な要素であり、それは、男女間の平等、選択の自由、及び選択的同棲形態に対する寛容な考え方の出現に強く関連する。同じように、社会の宗教からの分離、近代的避妊へのアクセス、教育及び経済発展の拡大は、女性を家事外労働に参入することを許した。この新しい状況において、労働市場への女性の統合は、それが家族及び再生産パターンに対する複合的な社会的要因の直接的、間接的影響を表すので非常に重要な意義をもつのである。

女性の雇用増加は著しく伸張したが、こうした成長があったにもかかわらず、スペインにおいて1995年に達成した女性の活動水準は、イタリアをのぞく他のヨーロッパ諸国のなかでは依然として低い。配偶関係に基づく年齢別活動率は、結婚した女性と独身の女性との間に依然大きな差があったが、この差異は過去10年間に大きく縮小している。このように、結婚した女性（再生産期間にあっても）の活動率が目覚しく上昇しているように、特に若い世代において活動を継続するという強い傾向がある。他のヨーロッパ諸国と同様にスペインにおいては女性の活動率が出生と反比例の関係にある。しかし、子どもをもつ女性の間では、特定の線引きは2人の子どもの時点でなされることが明確に理解される。すなわち、20~49歳の女性の活動率は、彼女たちがたった1人の子どもをもっている場合(39.9%)、また2人の子どもをもった場合(39.8%)も同じであるが、3人以上をもっている場合はそれが27.1%へと低下する。

女性の労働市場への開放の機会はまだそのニーズに大きく関連する。女性労働の経済的重要性は家族の生活水準の維持または向上のために増してきている。また同時に、出生に関する重要な影響が認められる。両親が働く近代家族の再生産行動は、より遅くより少ない子どもの数となって表れてきた。これは量による出生から質に焦点を当てた出生へのシフトである。

結婚は社会的再生産において重要な変数である。25歳未満では、結婚自体がこの層において大きく減少していることと同様、結婚の頻度は減少した。なぜならば、家

族形成は、彼らにとってもはや重要なプロジェクトではなく、労働市場において成功裏に競争するために高度な資格の取得を優先するのである。結婚を 25 歳以降まで延ばす人々は、25 歳から 34 歳の間に家族形成をしようとするが、男性の失業要因に強く左右され婚姻率を低下させている。したがって頻度の低下と遅い結婚パターンが定着する。また、結婚、及び新しい家族形成は、安定した仕事と収入をもつ両パートナーに依存する。財産としての住宅の取得は、結婚前または結婚直後に多くの若者及び若い成人のプロジェクトになっている。しかし、不動産価格が非常に高騰しているという理由から非常に困難なものとなっている。雇用及び住宅取得は、疑いもなく結婚行動に影響を与え、また、その結果として、より若い世代の再生産行動に影響を与えている。

### 3. 家族・労働政策について

スペインにおいて、家族政策は、その起源が 1939 年に市民戦争(Civil War)を終結させたフランコの独裁体制にある。家族「負担」に関する公的補償についての議論は、カトリック教会の公的立場から主張されたような「家族危機」に対する解決策として具体化した。母親の「家事外」労働は家族機能を悪化させ、結婚の安定性を危機に追い込み、それゆえに社会的秩序自体をも「危機」に追い込んだ。それ以来、1975 年の民主制への移行の始まりまで、家族政策は伝統的な位置づけで特徴づけられた。1939 年から 1963 年まで家族政策が実施され強化される。そして、1963 年から 1975 年まで、家族支援に焦点を当てた政策の役割を減ずるために一連の改革が行われた。40 年代は、家族政策をフランコ主義社会政策の核としたものであった。家族手当法(The Law of Family Allowances)、出産への褒賞、「大家族」への手当、そして「家族負担付加」は、家族支援政策の主要な構成要素であり、ある種の社会保障であったが、それは賃金労働者に限られた。1963 年の改革以来、その相対的な重要性がすぐに低下したことが観察された。

スペイン社会において経験された民主化への移行後、1975 年以降今日までの新しい法律制定はスペイン社会における実際的な事実と変化に対する調整にすぎなかった。主な変更の中で言及されるべきものとしては、避妊具の販売と使用、任意の不妊処置及び中絶に対する許可である。離婚法 (The Law of Divorce)、及び男女間並びに婚内・婚外子間の法的平等に向けた民法改正が 1981 年に導入された。立法化に関しては、以前の立法において伝統的家族モデルを鼓舞し、形成した価値が他のヨーロッパ諸国において基準となっている近代的家族の概念にとって代わられた。しかし、逆説的に、家族は社会保障の特殊で明確な対象としては考えられず家族に関する社会保障は後回しにされた。これは家族手当の相対的な重要性の継続的低下をもたら